

## 鳥取県告示第525号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年10月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成22年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人サバーイ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岩本 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取県東伯郡三朝町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、過疎の中山間地で生活を営む高齢、独居の住民に対して生活の支援に関する事業を行い、地域住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。